

「アフガニスタン 山の学校支援の会」(第2期)規約

第1章 総則

第1条(名称)

本会は、「アフガニスタン 山の学校支援の会」と称する。通称を「山の学校の会」とする(以下、「本会」という)。

第2条(所在)

本会の主たる連絡事務所を下記に置く。
東京都日野市三沢 2-61-14 長倉洋海 気付

第2章 目的及び活動

第3条(目的)

本会は、写真家・長倉洋海の呼びかけにより設立され、長倉洋海が20余年にわたるアフガニスタンでの活動を通して関わりを深めたポーランド地区を中心に教育支援を行うことを目的とする。

第4条(活動)

本会は、ポーランド地区の子どもたちが安心して学習を続けられる条件整備および環境づくりを主たる目的として、2004年2月8日に設立され、2017年4月より第2期の活動を開始。関係諸団体と協力して以下の活動を行う。

1. ポーランド地区の小中学校への教材・教具および図書への支援
2. 同上 施設・設備拡充への支援
3. 同上 小中学校教員の給与支援
4. 上記支援を円滑に行うための一連の活動
5. その他必要な活動

第3章 会員

第5条(会員・入会資格)

本会は、目的に賛同し、所定の会費を納めた者を会員とする。

第6条(会費)

本会の会員は、年会費として1口5,000円を納入する。

第7条(会員資格の喪失)

会員は、次の各号の1つに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会届を提出したとき
2. 会費を滞納したとき

第4章 役員

第8条(役員)

本会は長倉洋海を代表とし、以下の役員は運営委員会において運営委員の中から選出される。

- ・ 代表 長倉洋海
- ・ 会計 1名
- ・ 監査 1名

第9条(役員職務)

- ・ 代表は本会の会務を総括し、会務全体の企画・運営・実施にあたる。
- ・ 会計は本会の会計事務を担当するとともに、

会務全般の企画・運営・実施を補助する。

- ・ 監査は本会の会計を監査する。

第10条(役員任期)

- ・ 役員任期を2年とする。但し再任を妨げない。
- ・ 欠員のため新たに就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- ・ 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第11条(解任)

役員が次の各号の1つに該当するに至った時は、運営委員会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき
2. 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

第5章 事務局

第12条(事務局)

本会の活動を円滑に進めるために、事務局を設置し、以下の住所に置く。

東京都小平市小川町 1-1071-15 比留川 気付

第13条(構成)

本会の事務局員は、運営委員が兼任する。

第14条(職務)

事務局は会員の協力のもとに以下の活動を行う。

1. 事業計画案および予算案の作成
2. 決算報告の作成
3. 会員の入退会の確認
4. 会報の発行
5. 総会の運営
6. その他必要とされる実務

第6章 会議

第15条(種別)

本会の会議は、総会、運営委員会、及び役員会とする。

第16条(総会)

- ・ 総会は会員をもって構成する。
- ・ 総会は、年1回、代表が招集して開催する。
- ・ 総会は、運営委員会での協議事項の報告及び会員間の交流と学習の場として機能する。会員は、本会の運営・活動に関する意見・要望を表明することができる。

第17条(運営委員会)

- ・ 運営委員会は、運営委員をもって構成する。運営委員は、本会の会員の中から代表によって委託された者が務める。
- ・ 運営委員会は、代表が必要と認めるときに、

代表が招集して開催することができる。

- 運営委員会は、次の事項を議決する。
 1. 事業計画
 2. 予算案
 3. 決算
 4. 役員を選任又は解任
 5. その他本会の運営に関する事項
- 運営委員会の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は、代表の決するところによる。

第 18 条(役員会)

役員会は、役員をもって構成する。

役員会は、必要に応じて代表が招集・開催することができる。

第 7 章 経 費

第 19 条(運営資金)

本会が、第 4 条に掲げる活動を推進するための運営資金は、次に挙げるものをもって支弁する。

1. 会費
2. 寄付金品
3. その他の事業収入

第 20 条(決算)

- 本会の収支決算書類は、毎事業年度終了後、速やかに事務局が作成し、運営委員会の承認を経て、総会において報告しなければならない。
- 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 21 条(会計年度)

本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 8 章 規約の変更

第 22 条(規約の改正)

この規約は、必要に応じて変更することができる。但し、運営委員会において議決し、総会において報告する。

第 23 条(設立年月日)

2004 年 2 月 8 日

附則

本(第 2 期)規約は 2018 年 9 月 9 日の総会を経て施行する。

<2018.4.29 原案制定>